

【件名】

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の拡充について

【要旨】

区では、令和5年度より国の「出産・子育て応援交付金」及び「東京都出産・子育て応援事業」を活用し、これまで実施してきた妊娠・出産・子育てトータルケア事業をさらに充実させた取組を進めている。この度、令和5年度において改善、拡充した主な事業について報告する。

1 「なかのかんがる一ブック」の改訂

妊娠20週以降に行う妊娠期相談事業の際、配付している「かんがる一ブック」について、「見やすく、使いやすいハンドブック」を目指し、妊娠・出産期のトピックや他部で実施している乳幼児の子育てに係る情報等を掲載するなど内容の充実を図り、令和5年12月第3週から配布を開始した。

2 妊産期相談支援事業（かんがる一面接）に伴う育児パッケージ（1万円相当の子ども商品券）配布の運用改善

令和5年12月12日付けで都の「とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱」の一部が改正され、育児パッケージの配布対象が拡充された。このことに伴い、令和6年2月から次の通り配布対象を拡大する。（令和5年4月1日に遡及して適用）

- ① 妊娠届け出後、面接を行う前に出産した場合（早産）
- ② 妊娠届け出後、面接を行う前に流産・死産した場合

なお、②のケースについては、育児パッケージ相当額のギフト券を配布する。

3 リトルベビーハンドブックの作成

リトルベビーハンドブックの作成にあたり、当事者家族の座談会を実施した。座談会での意見では、思いがけず早産で低出生体重児を出産し、不安や孤独を感じる母や家族に対し、ハンドブックを作成することだけにとどまらず、真に寄り添った支援やサービスの改善等を求める声が大きく上がった。

区としては意見を受け止め、ハンドブックの作成にいかすとともに、低出生体重児の親向け交流会の実施や早産、修正月齢に配慮した支援サービスの拡充など、改善に向けた検討を引き続き行っていく。

4 中野区産後ケア事業施設改修費補助金の交付

産後ケア事業を行う施設の拡充を図るために、中野区内で同事業を実施する施設（以下

「産後ケア事業施設」という。)の整備に要する経費の一部について補助を開始し、現在、申請の受付を行っているところである。

補助金交付対象となる経費は、産後ケア事業施設の改修、設備の整備及び修繕に要する費用、備品の購入費その他必要な開設準備に係る経費とする。